



# モニターだより

創刊号

平成24年5月31日発行

## 創刊によせて

### 食の安全・安心は1セット

小金澤孝昭(みやぎ食の安全安心推進会議会長, 宮城教育大学教授)

「食の安全には科学的根拠があり、食の安心は情緒的で根拠が無い」という指摘があります。しかし、食の安全・安心は1つのセットであり、切り離すことのできないものです。食の安心とは、食の安全の科学的根拠を、消費者にわかりやすく伝えることから生まれます。食の安全基準を守って農産物を生産したとしても、それを消費する消費者が、その内容をきちんと理解しないと、食の安心は生まれません。食の安心は、生産者が安全内容をきちんと伝えることと、消費者もそれを理解することによって生まれるのです。当たり前ですが、食の安全・安心は生産者と消費者の相互理解と、お互いに理解できるわかりやすい情報の共有が前提になります。そのため、この相互理解をあいまいにすると、一方的な理解が生まれ、安全さえ守って生産していれば消費者は安心するはずだ、という思い込みが生産者に生まれますし、消費者は、生産者の安全は本当なのか、という疑問を持ちすぎると、いつまでたっても安心できなくなってしまいます。

食の安全安心は、生産者と消費者の共通理解から生まれるという考えは、みやぎ食の安全安心推進会議が、今から8年前に発足したときからの合言葉です。

### 再スタートの年を迎えて

赤尾牧夫(食と暮らしの安全推進課課長)

千年に一度と言われる未曾有の大災害となった東日本大震災から、1年2ヶ月が経過しました。本県で亡くなられた9,500人を超える方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族の皆様に対し哀悼の意を表します。また、1,600人を超える方々が未だ行方不明となっており、昨年3月11日のあの時からお気持ちが静まることなく、長く辛い毎日をお過ごしのご家族の皆様には、衷心よりお見舞いを申し上げます。

食と暮らしの安全推進課では、地震の直後から、市町村における埋火葬業務への支援をはじめ、水道事業者の応急・復旧支援、被災動物の保護対策などに従事しました。

→次項へ続く

特に、埋火葬に関しては、葬祭用品の調達・確保、県内火葬場の復旧支援、一部市町で実施した仮埋葬（土葬）及び改葬への支援、他都道県への火葬協力要請など、想像を絶する数のご遺体への対応に、課員全員が一丸となり、不休で取り組みました。

昨年度は、震災対応の業務が長期間に及び、予定していた「みやぎ食の安全安心消費者モニター」事業は、そのほとんどを休止せざるを得ませんでした。

今年度は、平成22年度に開催した「みやぎ食の安全安心県民総参加運動」あり方検討会においてご提言いただいた内容を基に、皆様方の参加意欲や満足度を高めるような参加型・体験型の事業を新たに取り入れ、モニター事業の再スタートを切る年にいたします。

この「モニターだより」の発行も新たな事業の一つですが、例年の研修会の開催やアンケートの実施に加え、流通現場における食品表示のモニタリング調査や、食の安全安心の確保に向けた生産者サイドの取り組みを知る機会として、食品工場の見学会、農業生産者との交流会なども実施してまいります。どうぞ積極的にご参加いただき、モニターとしてのステップアップを図っていただくことを希望しております。

## イベントレポート「食品表示ウォッチャー業務説明会」を開催しました

去る5月18日（金）、県庁講堂で「平成24年度宮城県食品表示ウォッチャー業務説明会」を開催しました。

「食品表示ウォッチャー」制度は、県から委嘱された調査員が飲食料品を販売する店舗に出向き、飲食料品を対象に、JAS法に基づく適正な表示がなされているかをモニタリング調査し、その結果を県に報告するものです。

県ではこれまで、ウォッチャーを一般県民から募集してきましたが、今年度は、現場での調査体験を通じて、食の安全安心への理解をより一層深めていただくよう、「みやぎ食の安全安心消費者モニター」の皆様を対象に募集を行いました。

定員の100名を大幅に上回る183名からご応募があり、県内各圏域ごとの人口や店舗数に応じて定めた配置人数を超える応募のあった圏域については、無作為抽出により選任しました。

説明会は委嘱状交付式から始まり、およそ2時間にわたり、県の担当者が食品表示制度や具体的な調査方法について説明しました。新しくウォッチャーになられた方々は、真剣な眼差しで説明を聞かれていました。

県では、消費者が安心して食品を選択・購入できるよう、新ウォッチャーの方々とは力を合わせ、監視指導に努めてまいります。



説明会の様子

## モニターアンケートへのご協力をお願いします

本年4月1日から、食品に含まれる放射性物質の新たな基準が適用され、最近では、県内の林産物や水産物の一部に出荷制限指示や出荷自粛要請が出されるなど、食の安全安心を取り巻く状況は日々変化しています。

県では、食の安全安心に関する皆様方の意識を把握し、今後の施策の参考とするため、毎年「みやぎ食の安全安心消費者モニター」アンケートを実施しています。

今年度は7月に実施する予定ですので、皆様方のご協力をお願いします。

## 食の安全安心基礎講座

今回のテーマ「食品表示について」(第1回)

飲食料品の表示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(通称「JAS法」)、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法(通称「景品表示法」)、健康増進法、計量法などにより、それぞれに決められたルールで表示することとされています。

今回はその中でJAS法について説明します。

JAS法では、飲食料品に原産地や原材料など、品質に関する一定の表示を義務づけており、適正な表示は消費者が食品を購入する際、その飲食料品の内容を正しく理解した上で選択してもらうための重要な情報源となっています。

例えば、生鮮野菜であれば、生産された原産地を適正に表示しなければなりません。原産地を偽って表示し販売していれば、産地偽装であり、JAS法違反ということになります。

ここで、簡単なJAS法のルールを紹介します。

野菜、肉、魚などの生鮮食品は、名称と原産地を表示しなければなりません。

### 1 名称

一般的な名称を表示すること。

例:キャベツ, 牛, マグロ など

### 2 原産地

以下の表のとおり表示すること。



生鮮食品	原産地	
	国内産	輸入品
農産物	都道府県名(市町村名, その他一般に知られている地名も可)	原産国名(その他一般に知られている地名も可)
畜産物	国内産(都道府県名, 市町村名, その他一般に知られている地名も可)	原産国名
水産物	水域名(水揚港, 水揚げ港の都道府県名も可)	原産国名(水域名の併記も可)

※その他一般に知られている地名とは、郡名、旧国名、島名が該当します。

表示する場所は、容器包装の見やすい箇所としますが、容器に入れず、または包装されていない状態で販売する場合は、商品に近接した箇所に立札やポップ、ダンボール箱や結束テープ等で表示することもできます。



## 「みやぎ食の安全安心推進会議」公募委員(消費者モニター枠)を募集します

県では、食の安全安心の確保に関する重要事項を調査審議するため、みやぎ食の安全安心推進条例(平成16年3月宮城県条例第31号)第15条の規定により、「みやぎ食の安全安心推進会議」を設置しています。平成24年9月の委員改選にあたり、「推進会議」に県民の皆様の幅広い意見を反映させるため、以下のとおり委員を募集します。

■募集人数 1名(ほかに、公募委員として1名を一般県民から募集・選任します。)

### ■応募資格

- (1) 満20歳以上の「みやぎ食の安全安心消費者モニター」で、会議(年3回程度開催)への出席が可能な方
- (2) 食の安全安心の確保対策に関心がある方

ただし、応募の時点で本県の職員や本県が募集する他の審議会等の公募委員になっている方、これまで本委員に就任したことがある方は除きます。

### ■応募方法

専用の応募用紙に必要事項を記入し、食の安全安心に関する提言又は意見を800字以内にまとめ、郵送、FAX又はメール等により、下記までご提出ください。応募用紙及び提言等を手書きする場合の原稿用紙は、当課ホームページからダウンロードできます。

■募集期間 平成24年6月18日(月)から平成24年6月29日(金)午後5時まで

(郵送の場合は当日消印有効)

### ■書類の提出先(お問い合わせ先)

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課 食品企画班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話:022-211-2643/FAX:022-211-2698/Eメール:syokua@pref.miyagi.jp

ホームページ: <http://www.pref.miyagi.jp/shoku-k/>



## 編集後記

五月晴れの空に木々の緑が美しい季節となりました。皆様、お変わりなくお過ごしでしょうか。

「みやぎ食の安全安心消費者モニター」事業担当の小笠原です。この4月に入庁しました。

県職員として初めての大事な仕事が、このモニターだよりの編集・発行になりました。先輩方に支えられて、何とか記念すべき創刊号を皆様にお届けすることができました。

構成やレイアウトなどまだまだ粗削りですが、一つ一つ勉強して、回を重ねるごとに、より親しみやすい誌面にしていきたいと思えます。

また、食の安全安心を見つめることで、社会人として、女性として成長していけたらと願っています。

最後までお読みいただき、ありがとうございました。ご意見・ご要望などお待ちしております。

発行:宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話:022-211-2643/FAX:022-211-2698

Eメール:syokua@pref.miyagi.jp

ホームページ: <http://www.pref.miyagi.jp/shoku-k/>

